

Advantage Partnership Lawyers

オフィスのリース（賃貸）契約

オフィスのリースは登記する必要が有るのでしょうか？

1. リース期間

リース期間が3年を超える場合法的にリース契約を登記する必要があります。また、登記をする事により占有権を行使する際に優位に立てます。

2. オプション

リース契約の中にオプションが含まれ且つオプションを含む期間が3年を超える場合、オプションを行使する為には登記されている事が前提となります。

3. リースの開始時期

リース開始が契約時よりもかなり後になる場合はやはり契約を登記する必要があります。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555

legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net